

全般			
No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
1	全般	補助対象となる「中小法人等及び個人事業者等」の定義を教えてください。	<p>○「中小法人等」とは、法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の事業者をいいます。ただし、大法人（資本金の額が5億円以上ある法人等一定の法人）との間に当該大法人による完全支配関係にある法人は除きます。</p> <p>○「個人事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。            ア 個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者            イ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者</p>
2	全般	「対象月」とは何ですか。	<p>以下に掲げるすべてを満たす月をいいます。            ○令和3年10月から令和4年11月までのいずれかの月に該当すること。            ○粗利益が平成31年1月から令和3年9月までの任意の年の同月と比較して、20%以上減少していること。            ○仕入額が平成31年1月から令和3年9月までの任意の年の同月と比較して、20%以上増加していること。</p>
3	全般	「比較月」とは何ですか。	平成31年1月から令和3年9月までの間のうち、対象月と同月であって、補助金の申請を行う者が選択した任意の年の月をいいます。
4	全般	「粗利益」の定義を教えてください。	<p>当月の売上から仕入額を差し引いて得た額をいいます。</p> <p>※厳密にいうと、「粗利益＝売上－売上原価」、「売上原価＝期首棚卸＋当期仕入－期末棚卸」を指しますが、月単位だと「期首棚卸」や「期末棚卸」は算出しにくいいため、法人事業概況説明書や青色申告書などに記載された月別の売上や仕入の状況で判断します。</p>
5	全般	「売上」の定義を教えてください。	商品やサービスを提供することで得られた額の合計をいいます。
6	全般	「仕入額」の定義を教えてください。	売上に直結する費用で、自社製品の製造に必要な原材料や販売目的に入手した商品等の合計をいいます。
7	全般	補助金の使途に指定はありますか。	本補助金は、事業継続の資金等として各事業者のご事情に合わせてご活用いただけます。
8	全般	本補助金は課税の対象になりますか。	課税の対象となりますので、確定申告書等の収入に算入してください。

補助対象について			
No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
9	補助対象	補助対象となる事業者を教えてください。	三島市内に主たる事務所又は事業所を有する中小法人等及び個人事業者等が対象となります。
10	補助対象	「三島市内に主たる事務所又は事業者を有する」とは、具体的にどのようなものを指しますか。	確定申告書記載の納税地が三島市内であることをいいます。 なお、個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所が三島市内にあることをいいます。
11	補助対象	対象となる業種を教えてください。	主たる事業が日本標準産業分類において、以下に掲げる業種のいずれかに該当する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分類 D建設業</li> <li>・大分類 E製造業</li> <li>・大分類 G情報通信業</li> <li>・大分類 H運輸業・郵便業</li> <li>・大分類 I卸売業・小売業</li> <li>・大分類 L学術研究・専門技術サービス</li> <li>・大分類 N生活関連サービス業・娯楽業</li> <li>・大分類 O教育・学習支援業のうちO2教育・学習支援業（その他の教育・学習支援業）</li> <li>・大分類 P医療・福祉</li> <li>・大分類 Rサービス業（他に分類されないもの）のうちR2サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）</li> </ul>
12	補助対象	対象とならない事業者はありますか。	三島市が次に掲げる報償金の支給又は補助金の給付を受けている場合は、対象になりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業</li> <li>・運送事業者支援補助金交付事業の対象事業</li> </ul>
13	補助対象	上記の対象業種である鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業に該当しているが、上記に掲げる報償金の支給や補助金の給付がされていない場合は本補助金の給付を受けることは可能ですか。	可能です。
14	補助対象	補助金の交付は、「1事業者につき」とありますが、複数の事業や店舗を営んでいる場合、各々申請することはできますか。	できません。同一の法人もしくは個人が複数の店舗、事業を営んでいる場合、全事業で1事業者となりますので、法人または個人事業主単位で申請してください。
15	補助対象	同じ代表者名義で異なる会社を設立している場合、各々申請することは可能ですか。	各々の会社が補助対象の条件を満たしていれば、申請可能です。法人または個人事業主単位で申請してください。
16	補助対象	個人事業者で三島市外に住所があるが、市内でお店を営業している場合は対象となりますか。	対象になりません。

補助要件について			
No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
17	補助対象	個人事業者で三島市内に住所があるが、市外でお店を営業している場合は対象となりますか。	対象となります。確定申告書記載の納税地が三島市内であることが要件になります。
18	補助対象	令和3年10月に開業した事業者ですが、補助金の対象となりますか。	令和3年9月30日までに開業した中小法人等や個人事業者等が対象となるため、今回のケースは対象となりません。
19	補助対象	令和3年9月に開業した事業者ですが、補助金の対象となりますか。	補助金の対象となります。ただし、平成31年1月から令和3年9月までの任意の同月との比較を考慮に入れる必要があるため、通常の補助対象期間（令和3年10月から令和4年11月）よりも短くなり、対象月として選択できる月は令和4年9月から令和4年11月までに限られます。
20	補助対象	補助対象となる業種が限定されていますが、その理由を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料価格・燃料高騰の影響を強く受けている業種が対象としています。
21	補助対象	中小法人等で本社の所在地が他市にあり、支店が三島市にある場合は対象となりますか。	対象となりません。 市内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小法人等が対象となります。
22	補助要件	補助要件を具体的に教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事務所もしくは事業所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。</li> <li>・交付対象事業を1年以上営んでおり、かつ、緊急支援補助金の受給後も事業を営む意思があること。</li> <li>・主たる事業が日本標準産業分類における大分類D建設業、E製造業、G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、L学術研究・専門技術サービス、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業のうちO2教育・学習支援業（その他の教育・学習支援業）、P医療・福祉、Rサービス業（他に分類されないもの）のうちR2サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）</li> <li>・粗利益について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上減少している者</li> <li>・仕入額について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上増加している者</li> <li>・市税の滞納がない者</li> <li>・三島市が実施する次に掲げる報償金の支給又は補助金の給付を受けていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業</li> <li>イ 運送事業者支援補助金交付事業</li> </ul> </li> </ul>

23	補助要件	22で「交付対象事業を1年以上営んでおり」とありますが、中小法人等で本社の所在地は令和3年10月以前は他市にあり、令和3年10月以降に三島市となった場合は対象となりますか。	対象となりません。 中小法人等の場合は市内に1年以上、主たる事務所もしくは事業所を有していることが必要となります。
24	補助要件	対象月の対象期間を教えてください。	令和3年10月から令和4年11月までが対象月となります。 ※対象月を令和4年10月とする場合は、申請日は令和4年11月以降、令和4年11月とする場合は、申請日は令和4年12月以降となりますので、ご注意ください。
25	補助要件	比較月の対象期間を教えてください。	平成31年1月から令和3年9月までが比較月となります。
26	補助要件	補助金額を教えてください。	補助金額は上限10万円となります。
27	補助要件	補助金額は一律で給付されますか。	いいえ。 上記NO.26の金額は一律ではなく、上限額となります。 給付額は、比較月の粗利益から、対象月の粗利益を差し引いて得た額になります。 また、「比較月の粗利益－対象月の粗利益」を算出し、10万円に満たない場合はその額になります。
28	補助要件	補助金を複数回受給することは可能ですか。	いいえ。 1事業者につき1回限りとなります。
29	補助要件	市税を滞納している場合、補助金の対象外となりますか。	分納や納税猶予の手続を行っている方は対象となる場合がありますので、商工観光課（055-983-2655）へご相談ください。なお、分納・納税猶予の相談や手続きについては市税収納課（055-983-2629）へお願いいたします。
30	補助要件	全国チェーンのフランチャイズ店を営んでいるが、対象となりますか。	全国チェーンにおけるフランチャイズ店の場合は対象となります。ただし、その他の補助要件を満たす必要があります。
31	補助要件	三島市新型コロナウイルス感染症対策公共事業者緊急支援事業について教えてください。	燃料価格の高騰によるあおりを受けている鉄道業や道路旅客運送業を対象としています。具体的には、路線バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者を指します。
32	補助要件	運送事業者支援補助金交付事業について教えてください。	燃料価格の高騰によるあおりを受けている道路貨物運送業を対象にしています。具体的には、トラックや軽トラックなどの運送業者を指します。

申請書類について			
No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
33	申請書類	「中小法人等」の提出書類を教えてください。	<p>以下の書類を全て提出していただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 誓約書（様式第2号）</li> <li>・ 請求書（様式第3号）</li> <li>・ 履歴事項全部証明書</li> <li>・ 直近の決算書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>※表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書または一般管理費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表</li> </ul> </li> <li>・ 主たる業種を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>（許認可の写し、チラシ、ホームページ、取引先からの請求書など）</li> </ul> </li> <li>・ 対象月及び比較月に係る法人事業概況説明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>（例外的なケースはQ&amp;A36を参照してください。）</li> </ul> </li> </ul>
34	申請書類	「個人事業者等」の提出書類を教えてください。	<p>以下の書類を提出していただく必要があります。 ただし、青色申告か白色申告などの別により、提出書類は一部異なります。</p> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 誓約書（様式第2号）</li> <li>・ 請求書（様式第3号）</li> <li>・ 直近の確定申告書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>※受付印など受付日のわかる申告書第一表、第二表</li> </ul> </li> <li>・ 主たる業種を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>（許認可の写し、開業届の写し、チラシ、ホームページ、取引先からの請求書など）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【青色申告をしている方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象月及び比較月に係る所得税青色申告決算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>（例外的なケースはQ&amp;A39を参照してください。）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【白色申告している方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象月及び比較月に係る白色申告収支内訳書</li> <li>・ 白色申告収支内訳書に係る会計帳簿など <ul style="list-style-type: none"> <li>（例外的なケースはQ&amp;A40を参照してください。）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【確定申告書Aで申告している方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務委託契約書などの写し</li> <li>・ 通帳の写し（対象月及び比較月に係る売上と仕入額が確認できるもの。）</li> </ul>

35	申請書類	<p>「中小法人等」の提出書類について、直近の決算書の写しとして、多くの書類の提出を求めています、全て必要ですか。</p>	<p>一定期間事業を営んでいることを示す重要な資料であるため、原則として全部提出していただく必要があります。ただし、表紙、製造原価明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表はなくても申請を可能とします。(貸借対照表、損益計算書、一般管理費明細書の添付は必須。)</p>
36	申請書類	<p>「中小法人等」の提出書類として、対象月及び比較月に係る法人事業概況説明書を求められていますが、対象月分に係る決算時期が到来していないケースは別の資料で代替することは可能ですか。 具体的には、決算月が3月で対象月を令和4年5月とする場合、決算月が到来していないため、税務署へ提出済みの資料がないようなケースです。</p>	<p>可能です。 法人事業概況説明書に代わる資料として、対象月分を含む各月の売上と仕入がわかる1年間の資料をご提出ください。この場合は対象月を含む、直近の月まで12カ月分の資料をご提出いただくことになりますので、ご留意願います。 この他にも、国の求めに応じ、追って、別の資料を提出してもらう可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。</p>
37	申請書類	<p>「個人事業者等」の提出書類として、直近の確定申告書の写しとありますが、必ず必要ですか？</p>	<p>必ず必要となります。 添付しない場合は申請ができません。</p>
38	申請書類	<p>直近の確定申告書が紛失した場合はどうすればいいですか？</p>	<p>確定申告書の再発行は、税務署に問い合わせるか、E-taxソフト（WEB版）などからPDFデータを印刷することで可能となります。 ただし、税務署が再発行するまで申請から1カ月以上かかります。 また、E-taxソフトを利用する場合は、マイナンバーカードの取得が必須となり、マイナンバーがない場合、その取得まで1カ月以上の期間を要します。 さらに、E-taxソフト（WEB版）で過去の申告に係るPDFデータを取得するには、3日程度の期間を要する可能性があります。 申請期間も2カ月程度と短いため、直近の確定申告書を紛失した場合は、申請にあたって、十分にご注意ください。</p>

39	申請書類	<p>対象月に係る青色申告決算書の税務署への提出期限が到来していない場合は、別の資料で代替することは可能ですか？</p> <p>具体的には対象月が令和4年1月以降で、対象月に係る確定申告の時期が到来していないようなケースを指します。</p>	<p>可能です。</p> <p>青色申告決算書に代わる資料として、対象月を含む各月の売上と仕入がわかる1年間の資料をご提出ください。この場合は、対象月を含む、直近の月まで12カ月分の資料をご提出いただくこととなりますので、ご留意願います。</p> <p>この他にも、国の求めに応じ、追って、別の資料を提出してもらう可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。</p>
40	申請書類	<p>対象月に係る白色申告収支内訳書の税務署への提出期限が到来していない場合は、別の資料で代替することは可能ですか？</p> <p>具体的には対象月が令和4年1月以降で、対象月に係る確定申告の時期が到来していないようなケースを指します。</p>	<p>可能です。</p> <p>白色申告収支内訳申告書に代わる資料として、対象月を含む各月の売上と仕入がわかる1年間の資料をご提出ください。この場合は、対象月を含む、直近の月まで12カ月分の資料をご提出いただくこととなりますので、ご留意願います。</p> <p>この他にも、国の求めに応じ、追って、別の資料を提出してもらう可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。</p>

申請手続きについて			
No.	カテゴリ	Q (内容)	A (答え)
41	申請手続	受付期間はいつまでですか。	本補助金の受付期間は、令和4年10月17日（月）から令和4年12月28日（水）までとなっております。（消印有効）
42	申請手続	必要書類はどのように提出すればよいですか。	郵送で以下の宛先へお送りください。 <郵送先> 〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3F 中小企業者等緊急支援補助金事務局  また、郵便事故には責任を負いかねますので、必ず郵便物の追跡記録を確認できる特定記録郵便または簡易書留をご利用いただくようお願いいたします。
43	申請手続	持参して直接提出したいです。	感染拡大防止のため、持参による提出はご遠慮いただいております。あらかじめご了承ください。
44	申請手続	電子申請はできますか。	できません。 請求書に押印していただく必要があるため、郵送による申請に限定させていただいております。
45	申請手続	郵送する場合は、普通郵便でも大丈夫ですか。	未然にトラブル等を防止するため、ご負担をおかけして申し訳ありませんが、郵便物の追跡記録を確認できる特定記録郵便または簡易書留をご利用ください。
46	申請手続	インターネット環境がない場合、申請書はどうやって入手すればよいですか。	市役所本館玄関受付及び大社町別館1階受付に配架します。
47	申請手続	申請内容の審査状況やいつ振込みされるのか知りたいです。	個別の状況における問い合わせについては、対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。 なお、書類等に不備がある場合は、申請書に記入いただく連絡先に事務局からご連絡いたします。
48	申請手続	申請書類は返却されますか。	ご提出いただいた書類等は返却いたしません。